

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く）

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本件業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針
（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外です。

令和3年8月6日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
機構長 藤井 良一

1. 設計業務概要等

- (1) 業務名 情報・システム研究機構国立極地研究所 南極昭和基地夏期隊員宿舎新営設計業務
- (2) 業務内容 構造（下部鉄骨造、上部木造）地上3階建て 延べ床面積約828㎡の南極昭和基地夏期隊員宿舎の新築に係る建築及び電気設備並びに機械設備の実設計業務。
- (3) 履行期限 令和4年3月31日（木）まで
- (4) 本業務は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適なものを特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ① 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構契約事務取扱規程（以下、「情報・システム契約規程」という。）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、情報・システム契約規程第4条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 文部科学省における令和3・4年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ⑥ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧ 平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した同種又は類似業務の実績を有すること。

※ 同種業務とは、国内外の寒冷地で宿泊施設付きの研修施設(セミナーハウス)の新築の実施設計業務で、3層以上で延床面積が800㎡以上のものをいう。また、類似業務とは、宿泊施設付きの研修施設(セミナーハウス)の新築の実施設計業務で、延床面積が800㎡以上のものをいう。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数及び技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数及び技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画及び技術者配置計画の妥当性及び特に重視する分野毎の設計上の配慮事項
- ④ 課題についての提案
 - A 南極への輸送を考慮した構造形体への提案
 - B 南極において所定の期間で観測隊員が施工することへの方策について
 - C 南極でのスノードリフト(雪の吹きだまり)軽減への提案
 - D CO₂排出量の削減に関する提案及び省エネルギーに関する提案
 - E 自然環境及び周辺環境に配慮した施設への提案A~Eの課題に対する提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒190-8515 東京都立川市緑町10-3

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構立川共通事務部経理課極地研契約係

TEL: 042-512-0620

E-mail: keiyaku1@t.rois.ac.jp

(2) 説明書の交付期間、交付方法

交付期間: 令和3年8月6日(金)から令和3年8月18日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時30分まで。

交付方法: 情報・システム研究機構ホームページよりダウンロードする。

<https://www.rois.ac.jp/open/22-5.html>

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限: 令和3年8月18日(水)の17時00分まで

提出場所: (1)に同じ。

提出方法: 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限: 令和3年9月8日(水)17時00分まで

提出方法: 持参、又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ。

(8) 上記2(1)②に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが記3(4)の提出期限の日において当該資格を満たしていないなければならない。

(9) 詳細は説明書による。